

# 「雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会」

## 規約の改定（案）

# 平成29年 水防法改正

平成29年5月19日公布  
平成29年6月19日施行

## 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。  
⇒「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

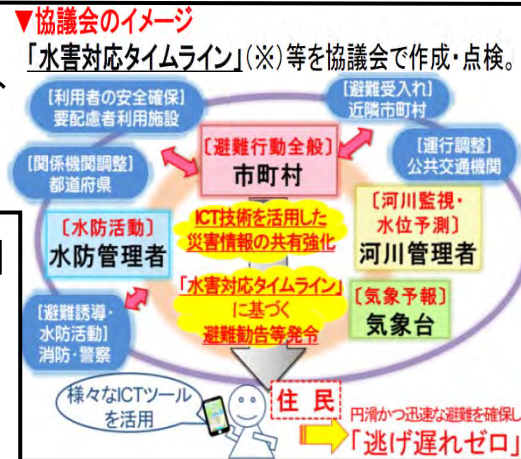


## 改正の概要

### 1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

#### 【大規模氾濫減災協議会の創設】

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。



#### 【市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設】

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。
- ※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

#### 【災害弱者の避難について地域全体での支援】

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

### 2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

#### 【国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上】

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

#### 【民間を活用した水防活動の円滑化】

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

#### 【浸水拡大を抑制する施設等の保全】

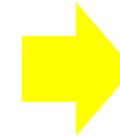
- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

# 「避難確保計画の作成と避難訓練により、無事全員が避難」

～大仙市 特別養護老人ホーム「愛幸園」の取り組み～

## 【特別養護老人ホーム 愛幸園】

- ・洪水に対する避難確保計画を追加改正（平成28年10月）
- ・近年洪水及び現地状況から、避難基準水位及び避難経路を設定
- ・避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施



確実な避難行動





# 水防法 (昭和二十四年法律第九十三号)

施行日 平成二十九年六月十九日

最終更新 平成二十九年五月十九日公布

(平成二十九年法律第三十一号) 改正

## 抜粋

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区氣象台長、沖縄氣象台長又は地方氣象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

## (改定案)

### 雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

#### (名称)

第1条 本会の名称は、「雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」とする。

なお、本協議会は水防法(昭和24年法律第193号・平成29年改正)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会とする。

#### (目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨等、近年の雨の局地化・集中化・激甚化を踏まえ、雄物川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や秋田県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

#### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

#### (幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

#### (協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の「取組方針」の作成

3. 地域の「取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会及び幹事会の事務局は、湯沢河川国道事務所 調査第一課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 5月31日から施行する。

平成28年 8月 9日改定

平成30年 ○月 ○日改定

別表2

雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会 幹事会委員

秋田市	防災安全対策課長	
横手市	危機管理監	
湯沢市	総合防災室長	
大仙市	総合防災課長	
仙北市	総合防災課長	
美郷町	住民生活課長	
羽後町	生活環境課長	
東成瀬村	民生課長	
秋田県	総務部 総合防災課長	
	建設部 河川砂防課長	
	秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課長
		建設部 保全・環境課長
	仙北地域振興局	総務企画部 地域企画課長
		建設部 保全・環境課長
	平鹿地域振興局	総務企画部 地域企画課長
		建設部 保全・環境課長
	雄勝地域振興局	総務企画部 地域企画課長
		建設部 保全・環境課長
気象庁	秋田地方気象台	防災管理官
		観測予報管理官
国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所 副所長
		玉川ダム管理所長
		湯沢河川国道事務所 副所長